

事 務 連 絡  
平成 22 年 3 月 30 日

各関係団体 様

建築住宅課長

建築士法に基づく登録事務からの暴力団排除に  
関する事務処理要領の制定について（通知）

県では、暴力団等を契約等の相手方としないための事務手続き、暴力団等であることが判明した場合の排除措置等を定めた「佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱」等を平成 22 年 1 月 1 日から施行しています。これに伴い、平成 22 年 4 月 1 日から、建築士法に基づく建築士事務所の登録について、暴力団等を排除することにしました。今後は、建築士事務所登録申請の際、事務所の開設者が暴力団関係者でない旨の誓約書を添付していただく必要があります。

貴団体所属の会員等への周知についてよろしく申し上げます。

○施行日

平成 22 年 4 月 1 日（平成 22 年 4 月 1 日受付から適用）

○添付資料

誓約書

別紙

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  
- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日